

令和7年度

第3回 農業委員会総会 議事録

市川市農業委員会

第3回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日(火) 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 15人

農業委員

9人	1番	板橋	利行
	2番	石井	宏
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	5番	太田	裕士
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
	9番	小川	治夫
会長	10番	石橋	弘嗣

欠席委員 1人 8番 神澤 晶子

農地利用最適化推進委員

6人	1番	久保田	章
	2番	富田	憲一
	3番	皆川	佳広
	4番	石井	悦史
	5番	大滝	與鷹
	6番	平田	秀行

4. 議事日程

- 1 議事録署名等委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について	1件
議案第2号	農地法第3条規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第4条規定による許可申請について	1件
議案第4号	特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）	17件
報告第3号	農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について	1件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	4件

5. 農業委員会事務局職員

次 長	秀谷 康久
副 主 幹	吹上 裕三
主 査	室岡 稔
主 任	牧野 有希

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和7年度第3回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、8番の委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、7番の委員、1番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、牧野主任を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、7番の委員、1番の委員です。</p> <p>農政関係は、第2班で、1番の委員、2番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

	<p>す。</p> <p>議案第1号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第1号</p> <p>「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」説明いたします。</p> <p>本件は、令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を作成し、これを公表するものです。</p> <p>別冊の資料をご覧ください。</p> <p>「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の主な項目について説明いたします。</p> <p>1ページのⅠ「農業委員会の状況」につきましては、令和6年4月1日現在における市川市農業委員会の体制と農家、農地等の概要でございます。</p> <p>次に2ページから3ページのⅡ「最適化活動の実施状況」、1「最適化活動の成果目標」でございますが、</p> <p>(1)「農地の集積」の③「実績」につきまして、</p> <p>令和6年度の農地利用集積面積は227.21ヘクタールで、集積目標の103.2パーセントと目標を超える結果となりました。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)「遊休農地の発生防止・解消」につきましては、</p> <p>目標で定めた「緑区分の遊休農地の解消目標面積」を1.946ヘクタールとしていたところ、解消した緑区分の遊休農地面積が0.2305ヘクタールとなり、目標</p>

		<p>を下回る結果となりました。</p> <p>なお、令和6年度における遊休農地面積は、10.86ヘクタールとなっております。</p> <p>次に4ページの2「最適化活動の活動目標」</p> <p>(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」、(2)活動強化の月間の設定につきましては、目標を下回る結果となりました。</p> <p>次に5ページの「推進委員等の点検・評価結果」につきましては、目標項目ごとの達成状況に応じた評価結果となっております。</p> <p>本総会にて承認が得られましたら、</p> <p>市川市公式Webサイトにて公表するとともに、千葉県農業会議および千葉県へ報告いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各	委 員	なし。
議	長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各	委 員	異議なし。
議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案書の3ページから4ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和7年5月21日でございます。</p> <p>申請地は国分7丁目で、地目は畑、面積は494平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に解除条件付賃借権の設定をするものでございます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきましては、ご報告をお願いいたします。</p>
議席5番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席5番の委員。
議席5番の委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和7年5月29日に農地調査班第3班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>譲受人は、主に造園業を営む法人です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>現況は休耕地となっております。</p> <p>取得後は、譲受人が耕作したものを購入者自身が収穫し、その場で購入できるシステムの経営を行う計画です。</p> <p>譲受人に対して、申請内容に基づき、責任をもって耕作す</p>

<p>議 長</p>	<p>るように伝え、その意思を確認しています。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らしてご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に解除条件付賃借権を設定するものでございます。</p> <p>一般法人が農地を借りるための要件を確認いたしました。</p> <p>まず、解除条件付賃借契約であり、農地を適正に管理していない場合に賃借を解除する記載がある旨を確認しました。</p> <p>また、農地を明け渡す際の原状回復の所在、費用の負担、損害賠償、違約金支払いの内容が盛り込まれていることも確認しております。</p> <p>次に、地域における農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、その活動に参加すること。および業務執行役員または重要な使用人が1人以上農業に従事することも確認しております。</p> <p>譲受人は、耕作放棄地の解消を目的に農地を賃借するものです。</p> <p>民間の研修施設において研修を受け、市内農家の指導を受けながら営農を行う予定です。</p> <p>作物等の栽培計画は白菜、ブロッコリーなどの露地野菜を栽培予定で、販売方法はお客様に自分で収穫してもらい収穫型販売を予定しています。</p>

		<p>次に生産機械および労働力についてでございますが、トラクター等の購入代金およびリース料は自己資金にて賄う予定です。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、良好に耕作されることが想定され、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各	委 員	なし。
議	長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各	委 員	異議なし。
議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から、議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 次 長		はい、議長。
議	長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長		議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請につい

<p>議 長</p>	<p>て」、今回の申請件数は1件でございます。 議案書の5ページから6ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和7年5月23日でございます。 申請地は北方町4丁目の3筆で、地目は田、合計面積は1,183平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席5番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席5番の委員。</p>
<p>議席5番の委員</p>	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、現地調査の報告をいたします。 現地調査は、令和7年5月29日に農地調査班第3班の委員で行いました。 申請地は、私立市川高校の北側、おおむね200メートルに位置しており、現況は路地畑になっておりました。 農地区分については、農用地区域内にある農地以外の農地であって、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、安全鋼板を設置し、土砂流出を防止します。 また、整地転圧の上、砂利敷きとします。 雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当といたします。</p>

議 長	<p>報告は以上です。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>運送業を営む法人が既存の営業所の立ち退きにより代替地を探しており、その法人から申請地を駐車場として使用したい旨の要望があったことから申請するものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、許可後30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p>

	<p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。</p>
	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第3号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	<p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p>
	<p>議案書の7ページから8ページをお願いいたします。</p>
	<p>申請は、令和7年5月22日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。</p>
	<p>申請地は下貝塚3丁目の5筆で、地目は田、合計面積は2,424平方メートルです。</p>
	<p>区域区分は、市街化調整区域でございます。</p>
	<p>説明は、以上でございます。</p>

議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席5番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席5番の委員。
議席5番の委員	<p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和7年5月29日に農地調査班第3班の委員と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は市川市立下貝塚中学校の南東側約300メートルに位置し、現況は路地畑になっておりました。</p> <p>区画数については、95.71平方メートルの区画が8区画、106.64平方メートルの区画が2区画、120平方メートルの区画が2区画、130平方メートルの区画が2区画、合計14区画となっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受人による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。

事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>申請地の貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1年、賃料は一区画当たり95.71平方メートル、120平方メートル、130平方メートルの区画が年間30,000円、106.64平方メートルの区画が年間32,000円となっており、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。</p> <p>また、借受者の募集は、ホームページ、チラシ、ポスター等による一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわかりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>なし。</p>
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請に</p>

	<p>ついて」、承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第4号は、全会一致により承認することと、決定いたします。</p>
	<p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p>
	<p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」1件ございます。</p>
事 務 局 次 長	<p>事務局より、報告いたします。</p>
議 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事 務 局 次 長	<p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件、報告いたします。</p>
	<p>議案書の9ページをお願いいたします。</p>
	<p>令和6年4月16日付けで相続が発生し、</p>
	<p>相続人からは、令和7年5月27日に権利取得の届出がありました。</p>
	<p>なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。</p>
	<p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
	<p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」（事務局専決分）、17件ございます。事務局より報告いたします。</p>
事 務 局 次 長	<p>はい、議長。</p>

議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和7年5月1日から5月30日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は 7件、10筆、3,045.39平方メートル、</p> <p>第5条の届出は 10件、21筆、11,858.60平方メートルで、</p> <p>第4条と第5条の合計は 17件、31筆、</p> <p>転用面積は14,903.99平方メートルでございます。</p> <p>なお、詳細につきましては、12ページから15ページまでに記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案書の17ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和7年5月1日付けで、申請者から届出があり、土地の所在は下貝塚、面積は495平方メートルのう</p>

<p>議 長</p>	<p>ち199.28平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>申請地は、農機具収納施設とするため、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地利用の増進に該当することから届出を受理しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。</p> <p>議案書の19ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。</p> <p>令和7年5月20日から令和7年5月21日までの間に申請がありました4件において、現地調査等を実施し、</p> <p>証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p>

	これで、令和7年度第3回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。
--	--

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 岡 崎 博 一

委 員 板 橋 利 行
